

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 18 号に規定する筒漁業（筒漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）8 月 17 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	有共第 5 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1 隻	1 玉名市岱明町浜田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	有共第 8 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	7 隻	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	有共第 10 号、同第 11 号及び同第 12 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1 隻	1 熊本市西区松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	有共第 15 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1 隻	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	有共第15号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市南区川口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年（2026年）8月17日から令和8年（2026年）9月11日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、令和8年（2026年）10月1日から令和11年（2029年）9月30日までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する筒の数は、300個を超えてはならない。

（3）この公示に係る共同漁業権は令和5年（2023年）9月1日に免許されたものとする。